

くらしと経営の相談室

< 経営編 >

新公益法人制度について

パートナーズプロジェクト税理士法人
税理士 藤井英雄

Q

私は、財団法人の理事長です。平成25年11月末日までに新公益法人制度への移行手続きが必要と聞いていますが、そのポイントと現在の移行申請状況を教えてください。

A

平成20年12月施行の公益法人制度改革関連3法により、従来の公益法人（社団法人・財団法人）は「特例民法法人」という形で平成25年11月末までの5年間の移行期間途中です。

現在の移行申請状況は、都道府県所管の法人の内、やっと1割の法人で移行処分が行われた状態であり極めて低調ですが、申請には至らなくても方向性を理事会等で決定している法人が多いのではないかと思います。

申請には6ヶ月程度の期間を見たほうが良いので、税理士や行政書士などへ相談しながら、早めの対応をお勧めします。

公益認定を目指すにしても、一般へ移行するにしても、まずは現在行っている事業を各事業別に区分して正味財産増減計算書を作成することや、現在は曖昧となっている事業費と管理費との区分を明確にして計算書類を作成しておくことをお勧めします。それが、判断のベースとなります。

(1) 選択肢の確認

進むべき道を選択にあたって考えられる移行手続きは下記の通りです。また他の法人と合併することも選択肢の1つです。

公益への移行認定を申請し公益社団法人・公益財団法人となる

（不特定多数に対する事業が主体で、公益法人として継続できる可能性が高いケース）
一般への移行認可を申請して一般社団法人・一般財団法人となる

（同業者団体や後援会的組織で不特定多数の活動となっていないケース）

移行申請しないで解散を選択する

（平成25年12月1日をもって解散となり、残余財産は、当該法人と類似目的の公益法人等に帰属させる事となる）

(2) 公益法人への移行認定申請

国又は県に認定申請書類を提出し、第三者委員会の審査を経て認定された場合は登記となります。不認定の場合には、認定されなかった理由を踏まえ、必要な事業や組織の改善を行って再申請をしたり、場合によっては方針を転換し、一般法人への移行の認可の申請を行います。

新制度の公益法人にふさわしいように公益認定基準が定められており、この基準を満たすことが出来るよう、事業内容、財務内容や組織の見直しと共に、定款の変更が必要となります。

多くの基準がありますが、御社の計算書類をもとに次の3つの数値基準をまず判定してみることがスタートになります。

公益目的事業比率

公益目的事業費の比率が総経費(事業費+管理費)の50%以上であるかどうか？

遊休財産額の保有制限

遊休財産額は、一年分の公益目的事業費相当に収まっているか？

収支相償

公益目的事業の収入が費用を超えていないか？（つまり儲かっていないか）

(3) 一般法人への移行認可申請

一般社団法人・財団法人法に適合するよう組織形態等の見直しと定款の変更を行います。ポイントとなるのは公益目的支出計画です。

現在の公益法人の公益目的財産額（総資産から負債を控除した正味財産+資産の評価損益）はあくまで公益目的事業に使うべきだという考え方で、その金額に相当する公益目的事業を行う計画の提出が必要となります。

土地等の相当規模の資産を有している場合には、かなりの実施期間が必要となります。期間に制限はありませんが、不相应に長期である場合は、変更を求められる事もあります。

計画実施期間中は毎年、実施状況の報告を行わなければなりません。